

社会福祉法人白鷹こぶし会役員の報酬 及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鷹こぶし会（以下「法人」という。
定款第8条に定める評議員の費用弁償及び定款第21条に定める役員の報酬及び
費用弁償の支給について定めることを目的とする。

(定 義)

第1条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 法人の役員には、別表1に定める額の報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 理事、監事及び評議員が職務遂行のため、会議に出席又は職務に従事した場合は、
別表2の費用弁償を支給する。ただし、理事長及び施設長を兼ねる理事並びに公務員
の役員と評議員には支給しない。

2 役員及び評議員が法人業務のため旅行する場合は、社会福祉法人白鷹こぶし会役職
員旅費規定により旅費を支給する。その場合、評議員の日当等については同規程「別
表」の役員区分欄を適用する。

3 定款第6条に定める評議員選任・解任委員が職務遂行のため、委員会に出席又は職務
に従事した場合は、第1項を適用する。ただし、法人職員の事務局員には支給しない。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成13年7月1日から施行する。
1. この規程は、平成19年5月29日から施行する。
1. この規程は、平成21年12月15日から施行する。
1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（報酬）

役職名	報酬額
理 事 長	年額 120,000円

別表2（費用弁償）

役職名	費用弁償額
理 事	1回につき 3,000円
監 事	1回につき 3,000円
評 議 員	1回につき 3,000円
評議員選任・解任委員	1回につき 3,000円